

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のおしきについて

「がん保険ピリープ」の正式名称は「無配当 新がん保険(2010)」です。がんになった場合のさまざまな保障を生涯にわたり確保できます。死亡時の保障はありません。特約により、先進医療等に対する保障を加えることができます。

※この商品における「がん」とは、「ご契約のしおり抜粋」の別表2に定める悪性新生物(上皮内新生物を含みます)をいいます。

■契約例

基本給付金額10,000円、がん先進医療特約(2018)、がん通院特約10,000円付加の場合



*一定年齢で払込みが終了する「短期払」も選択できます。

※契約いただく基本給付金額・給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払回数/月払・半年払・年払、払込経路/口座振替扱・クレジットカード払扱)については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	給付金・一時金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■がん初回診断一時金 初めてがんと診断確定されたとき*	基本給付金額の100倍	保険期間を通じて1回のみ

	給付金・一時金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■がん治療給付金 がんの治療を目的として入院を開始したとき	基本給付金額の50倍	支払回数無制限(ただし、2年に1回を限度)
	■がん入院給付金 がんの治療を目的として入院したとき	基本給付金額×入院日数	支払日数無制限
	■がん手術給付金 がんの治療を目的として約款所定の手術を受けたとき	基本給付金額の20倍	支払回数無制限
	■がん退院一時金 がん入院給付金の支払対象となる入院で、かつ、10日以上継続入院して退院したとき	基本給付金額の10倍	支払回数無制限(ただし、「がん退院一時金」をお支払いした入院の退院後、退院日を含めて30日未満に開始した入院の退院についてはお支払いしません)

この商品に付加できる主な特約

	給付金・一時金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
がん先進医療特約(2018)	■がん先進医療給付金 がんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算2,000万円
	■がん先進医療一時金 がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金の10%相当額	1回の療養につき50万円限度
がん通院特約	■がん通院給付金 がんの治療を目的として約款所定の以下の通院をしたとき ・がん入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その退院後の1年(通院治療期間)以内の通院…④ ・約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のための通院…⑤	がん通院給付金日額×通院日数	④通院治療期間あたり60日を限度 ⑤支払日数無制限

*診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日として取扱います。

◎保障内容に関する注意事項について

●**がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。**

●**がん責任開始日前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。**

●異なるがんを併発して入院・手術等をした場合でも、がん治療給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・がん退院一時金およびがん通院給付金は重複してお支払いしません。

●2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1回の手術とみなしてがん手術給付金をお支払いします。

●被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡したときに解約払戻金がある場合は、契約者にお支払いします。

※保障の対象となる手術は「ご契約のしおり抜粋」の別表8をご確認ください。

《がん先進医療特約(2018)について》

●先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が決められています。

●医療行為、医療機関および適応症などによっては、**がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とならないことがあります。**

●療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、**がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。**

●がん先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

●がん先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

《がん通院特約について》

抗がん剤治療の腫瘍用薬とは、被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬（経口投与を除く）のみとなり、**ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。**

《がんの診断確定について》

医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

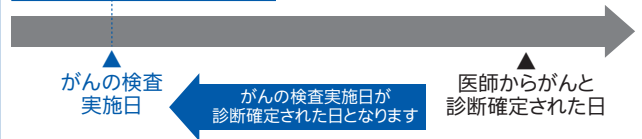
*病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

《がんが診断確定された日について》

この保険では、**診断確定の根拠となった検査の実施日**を「がんが診断確定された日」として取扱います。

※医師からがんが診断確定された日ではありません（医師からがんが告げられた日でもありません）。

「がんが診断確定された日」
として取扱う日



※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／給付金等の支払い）、（特約）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※がん以外の原因による保険料の払込免除は責任開始日より保障します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●解約払戻金について

この商品は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

【主契約】

・終身払の場合：解約払戻金はありません。

・終身払以外の場合

①保険料払込期間中：解約払戻金はありません。

②保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての保険料の払込終了後：主契約の基本給付金額の10倍をお支払いします。

【がん先進医療特約(2018)・がん通院特約】

解約払戻金はありません。

主契約を解約した場合、特約も同時に解約となります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付・保険料の自動振替貸付は取扱いません。